

【2】地域おこし協力隊推進要綱の一部改正と令和3年度地域おこし協力隊の活用状況等について

地域おこし協力隊推進要綱が3月16日付けで一部改正になりました。主な改正点は、①地域おこし協力隊の活動期間（令和元年度から3年度に任用され、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員が、3年を超えて地域協力活動を行うことを希望し、地方自治体が活動期間の延長を認めた場合は、2年を上限に延長して最長5年とすることができる）②活動費（特別交付税措置について隊員一人につき上限額を480万円、うち報償費は上限280万円とする）③地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費（特別交付税措置の対象期間を令和3年度に引き続き令和4年度も任期終了の日から起算して前1年以内又は任期終了の日から2年以内とする）となっています。全部で8ページほどですので、ぜひ読んでみて、制度の内容を知っていただければと思います。

また、総務省では令和3年度に活躍した隊員数、受入市町村数、定住状況について調査した結果を公表していますので、併せて読んでみてください！

○地域おこし協力隊推進要綱

https://www.soumu.go.jp/main_content/000799726.pdf

○令和3年度における地域おこし協力隊の活用状況等

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei08_02000231.html

【3】令和4年度専門実務課程地域おこし協力隊及び集落支援員の初任者研修会が開催されます！

総務省と市町村職員中央研究所では、地域おこし協力隊及び集落支援の初任者を対象に、地域協力活動や集落対策支援の取組を推進するために必要となる知識や実務能力の向上を図るため、初任者研修会を開催します。

会場が千葉県と遠方ですが、興味のある方は、地域おこし協力隊担当者と相談の上、お申し込みください！

○申込期間：令和4年3月29日（火）午前9時～4月12日（火）正午まで

○申込方法：各自自治体の担当者から、市町村職員中央研究所に申込書をFAXで送付
(FAX:043-276-8484)

○開催日時：令和4年5月16日（月）～18日（水）

○会場：市町村職員中央研修所（千葉県千葉市美浜区浜田1-1）

○経費：6,200円（別に食費が必要となります。また、教材用図書費として実費分が必要となる場合があります。）※旅費も別途です

○問い合わせ先：総務省地域力創造グループ地域自立応援課

TEL：03-5253-5391 URL：<https://www.soumu.go.jp>

【4】地域おこし協力隊も参加しています！オールほっかいどうチャレンジピッチの動画を公開！

道では、令和4年2月4日（金）に開催した「オールほっかいどうチャレンジピッチ」の動画を北海道のHP上に公開しています！

当日は、地域おこし協力隊の方など、道内各地で広く地域づくりに関わる方々に参加いただき、プレゼンテーションやグループトークを行い、それぞれの取組のレベルアップにつなげました。皆様が取り組む業務のヒントとなるものとなっておりますので、ぜひご覧下さい！

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/all_challenger.html

【オールほっかいどうチャレンジピッチとは？】

北海道には、地域の魅力やポテンシャルを活かし、アイデアを組み合わせ、様々な挑戦をしている・挑戦しようとしている「チャレンジャー」がたくさんいます。道内各地のそうした方々を支援するとともに、活動の推進に資するための業種・地域を越えたネットワークづくりに向け、今年

